

令和4年度 認定こども園の利用手続きについて

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育園機能部分では、ご家庭でお子様を保育できない場合に、ご家族の方に代わって、0歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

※深川幼稚園、あおい幼稚園はいずれも幼稚園型認定こども園です。

認定こども園の施設を利用するには、希望する施設に応じて、「認定」を受ける必要があります。「認定」については、以下のとおりです。

認定区分	対象となる児童
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）
2号認定	満3歳以上の「保育を必要とする理由」に該当する児童
3号認定	満3歳未満の「保育を必要とする理由」に該当する児童



1. 受付期間 令和3年11月1日（月）から令和3年11月30日（火）まで
土日、祝日を除く、開庁時間（8時30分から17時15分まで）の間

2. 受付場所

1号認定の継続入所	→ 利用中の施設へ
※全ての書類を封筒に入れて提出してください。	
1号認定の新規	→ 子育て支援課
2・3号認定(新規・継続入所)	→ 子育て支援課

※郵送による申込みも可能です（来庁不要）。
※受付期間までに必着となるよう日数に余裕をもって郵送してください。
※書類不備等により受付できない場合もあります。
※ご不明な点ありましたら、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

郵送先	〒759-4192 長門市東深川1339番地2 長門市役所 子育て支援課 保育班 TEL 0837-23-1156
-----	---

3. 提出書類

- ≪1号認定の場合≫ 満3歳以上の未就学児であれば認定を受けることができます。
 継続入所の場合 → 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定現況届
 新規入所の場合 → 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

- ≪2・3号認定の場合≫ 保護者の「保育を必要とする理由」が必要です。
 新規申込みの場合、入所申込書には第2希望・第3希望の保育園を必ず記入してください。

①教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

※『申請者（保護者）』及び『申請児童』のマイナンバーの記載が必要です。

②必要書類

□ 入園要件と必要書類を証明する書類

きょうだいで同時入所の場合、2人目以降は証明書の原本でなく写しで構いません。

保育を必要とする理由	証明書類
就労（就労時間が月52時間以上）	「就労証明書」
就学	「在学証明書」＋「就学時間割」
妊娠・出産	「母子手帳の写し」
自営業（親族の自営業の手伝いを含む）	「就労証明書」
育児休業取得時に既に保育園を利用して いる児童の継続入所	「就労証明書」
疾病・看護	「申立書」＋「障害手帳等の写し」、「診断書」
求職活動	「求職活動申立書」
災害復旧、虐待やDV	状況が分かる書類

※児童と同敷地内に住む（世帯分離も含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合はその方の証明書類も必要です。

※申込時に提出のない場合、保育園の入園承諾ができない場合があります。

≪1～3号認定共通≫

申請者（保護者）の本人確認が必要となります。

※申し込みの際にマイナンバー及び本人確認書類を提示してください。

※申込書などを郵送する場合はマイナンバー及び本人確認書類の写しを添付してください。

（内容確認後に破棄します。）

【マイナンバーの確認書類】	【申請者の本人確認書類】
※いずれか1つ (対象者は「入所児童」と「申請者」2人分)	※いずれか1つ (対象者は「申請者」の1人分)
① マイナンバーカード（顔写真付） ② マイナンバーが記載された住民票 ※記載された住所等が住民票と同一に限ります。 ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。	① マイナンバーカード（顔写真付） ② 免許証（顔写真付の公的身分証明書） ③健康保険証、年金手帳など、本人のみ所持可能な公的機関が発行した書類のうち2つ ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。

≪アレルギー疾患のある、給食で除去食が必要な児童のみ≫

□アレルギー疾患生活管理指導表の提出が必要です。

※園より聞き取りがありますのでご協力ください。

除去食が必要な児童は、必ず入所申込書の「児童の状況」の「アレルギー」の項目に「有」に○を記入して、除去すべき食物を記入してください。

また、新規・継続を問わず、子育て支援課備え付けの「アレルギー疾患生活管理指導表」により、医師の証明（直近3ヶ月以内のもの）をとって、入所申込み時に提出して下さい。

医師の証明は有料となりますが、事故防止のためご協力をお願いします。

なお、入園申請の時点でアレルギーがあるかどうかわからない場合は、あえて医療機関で検査する必要はありません。

4. 保育の必要量の認定 ※施設の利用可能時間については、各施設に直接お問い合わせください。

施設を利用できる時間「保育の必要量」は「保育を必要とする理由」により認定されます。

保育標準時間 1日 11時間 保育短時間 1日 8時間

保育を必要とする理由	保育の必要量
就労（就労時間が月120時間以上）	「保育標準時間」
妊娠・出産	
災害復旧	
虐待・DV	
就労（就労時間が月52時間以上）	「保育短時間」 就労時間が月120時間未満でも、勤務時間の都合上、常態的に「保育短時間」の利用可能時間を超える場合など、「保育標準時間」への認定が可能な場合があります。詳細は子育て支援課までご相談ください。
保護者の疾病・障害	
同居親族等の介護・看護	
就学	
育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続入所	
求職活動	
その他市が定める事由	市長が認める時間

※「保育の必要量」を超えての利用について

認定された「保育の必要量」の利用時間を超えて施設の利用は可能ですが、その場合は、延長保育事業を利用することとなり、保育料とは別に利用料が発生します。

利用料金は、施設ごとに設定されていますので、利用される施設にご確認ください。



5. 支給認定の有効期間

支給認定の区分によりそれぞれ有効期間が異なります。

1・2号認定は小学校就学前まで

3号認定は「満3歳に達する日（誕生日の前々日）までの期間」

入園期間は、原則として保育認定の有効期間と同一となります。

ただし、以下の場合は有効期間及び入園期間が制限されます。

保育を必要とする理由	認定の有効期間
妊娠・出産	出産前、出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から 出産後、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間
求職活動	90日を限度とし、90日を経過する日が属する月の末日まで ※就労が決まれば継続入所が可能
就学	卒業予定日まで
就労等の理由で入園中の方が、出産を経て育児休暇を取得する場合の児童の継続入所	育児休業の終了（予定）日まで ※最長子どもが生後18ヶ月に達する月の末日まで

当初の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「支給認定変更申請書」により支給認定の変更を行ってください。変更申請がなされない状態で保育園を利用している事が判明した場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

深川幼稚園、あおい幼稚園については、3号認定の有効期間満了後、継続して施設利用を希望される場合は、幼稚園部分の利用となります。

6. 入園の手続きについて

1号認定の継続入所は、現況届の提出をお願いします。

1号認定の新規入所は、市から「支給認定証」を交付します。その後、施設の利用について施設と契約することとなります。

2・3号認定の新規及び継続入所は、市から「支給認定証」の交付とともに利用調整の結果を通知します。その後、施設の利用について施設と契約することとなります。



7. 保育料について

① 保育料の決定

令和4年4月1日現在の年齢及び父母の市民税所得割額の合算額により決定します。

■0歳児から2歳児

令和4年4月分から8月分までの保育料 令和3年度市民税所得割額
令和4年9月分から翌年3月分までの保育料 令和4年度市民税所得割額

に基づき決定します。

■3歳から5歳の児童

保育料は無償化となり保護者の皆さまの負担はありません。

◆保育料の算定にあたって◆

〇両親いずれもが市民税非課税かつ、収入103万円未満の場合、祖父母等同居の親族のうち、所得が1番高い者を家計の主宰者とみなし、保護者と家計の主催者の税額を合算して保育料を決定します。
詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

なお、保育料については7頁に保育料の一覧を掲載しておりますので、ご参照ください。

※未申告の方については課税証明書を依頼する場合があります。

② 保育料の徴収方法について

保育料は施設が直接徴収します。詳細は施設に直接お問い合わせください。

8. 預かり保育の無償化について

1号認定を受けて幼稚園型認定こども園を利用している3歳から5歳の児童のうち、共働き世帯などで「保育を必要とする理由」に該当する場合には、預かり保育利用料が月額11,300円まで無償となります。（満3歳から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象。）

保育を必要とする理由については、1ページの「2. 「保育を必要とする理由」及び「保育の必要量」の認定」をご参照ください。

預かり保育の無償化の対象になるためには、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と就労証明書等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出が必要になります。

既に預かり保育の無償化の対象になっている方は、「施設等利用給付認定現況届」と就労証明書等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。



9. その他の子育て支援事業について

① 休日保育事業

施設に直接お問い合わせください。

② 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期にあつて、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難な場合、児童を岡田クリニック内「ながとキッズメディカルケアルーム」で保育が可能です。

岡田クリニック内（TEL 22-2717）で、受付・受診後の利用となります。

・利用時間 平日8:00～18:00 土曜日8:00～12:00

・利用料金 1日2,000円（市民税非課税世帯1,000円、生活保護世帯無料）

※ 初回は別に1,000円必要、昼食代が別途必要となります。

県内の他市町の病児保育施設も利用できます。利用方法や利用料等については、施設によって異なるため、事前に利用施設または利用施設が所在する市町にお問い合わせください。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が疾病や仕事等で児童を養育することが困難な場合、「俵山湯の家」において一時預かりが可能です。（休日、夜間も含む。）詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

④ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行うことのできる人（提供会員）が会員となり助け合う会員組織です。詳しくは長門市ファミリーサポートセンター（TEL 23-1610）までお問い合わせください。対象児童は、概ね生後6カ月から小学校6年生までの児童です。

・料金：平日（月～金） 7:00～19:00 600円/1時間

・土・日・祝日、上記時間以外 700円/1時間

・年末年始（12/29～1/3） 800円/1時間

※ 利用料について助成制度あり

⑤ はじめの一步

子どもの発達に関する支援機関や支援内容についてQ&A方式でわかりやすく解説した、子どもたちのよりよい支援のための情報誌です。



↓ QRコードを読み込んだ画面

電子データダウンロード

はじめての一步 子育て支援課のホームページ



⑥ その他

ご不明な点がございましたら、子育て支援課（23-1156）までお問い合わせください。



令和4年度 保育所等施設利用者負担額(保育料)基準額表(月額)

参考

階層区分 (市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))		1号認定 3~5歳 幼稚園等の 子ども	2号認定 3~5歳 保育園等の子ども		3号認定 0~2歳 保育園等の子ども		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	0	0	0	0	
C	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	0	0	0	8,800	8,400
		上記以外の世帯	0	0	0	12,000	11,800
D1	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	9,200	8,800
		上記以外の世帯	0	0	0	13,000	12,800
D2	69,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	9,600	9,200
		上記以外の世帯	0	0	0	18,000	17,600
D3	77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	10,000	9,600
		上記以外の世帯	0	0	0	19,000	18,600
D4	97,000円未満	0	0	0	20,000	19,600	
D5	169,000円未満	0	0	0	26,000	25,600	
D6	211,200円未満	0	0	0	32,000	31,600	
D7	301,000円未満	0	0	0	33,000	32,600	
D8	397,000円未満	0	0	0	44,000	43,600	
D9	397,000円以上	0	0	0	44,000	43,600	

- ※「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の利用時間の子どもをいいます。
- ※利用する施設・事業、公・私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- ※8月分までの利用者負担額は令和3年度の市民税額、9月分以降の利用者負担額は令和4年度の市民税額により決定されます。
(いずれも市民税の税額控除前所得割額(調整控除後))
- ※この利用者負担額以外に、各施設・事業によって、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乘せ徴収をすることがあります。
- ※3号認定者で同時就園の場合、2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料となります。
- ※3号認定の児童が年度途中で満3歳に達した場合、2号認定に変わりますが、利用料は年度末までは3号認定の額が適用されます。
- ※3号認定の利用者負担額には給食(材料)費を含みます。
- ※2号認定者は、同時就園の場合、その児童を含めて3番目以降の子どもの副食(材料)費は免除となります。
- ※1・2号認定者で年収が360万円未満相当世帯の子どもの副食(材料)費は免除となります。
- ※1・2号認定者で免除対象とならない子どもの副食(材料)費については、市が助成します。(施設により上限あり)

【保育料の負担軽減措置について】

- ※3号認定者で市民税所得割額が57,700円未満の世帯の場合、第1子(生計を一にするもの)の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ※ひとり親世帯、在宅障害児(者)等のいる世帯で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、第1子は半額、第1子(生計を一にするもの)の年齢に係らず、第2子以降は無料となります。

【多子世帯等保育料等補助事業について】

- 山口県では現に扶養されている子どものうち、第3子以降の子どもが保育園または幼稚園等を利用している場合、保育料等の補助制度があります。該当者については、申請書を子育て支援課より配布します。(10月頃)
- ※助成金については、4月~9月分を11月末頃、10月~3月分を4月末頃に振込予定。